

仮想通貨返還請求権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙仮想通貨返還請求権目録記載の仮想通貨返還請求権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた仮想通貨返還請求権について、権利の行使その他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた仮想通貨返還請求権について、債務者に対し、履行の請求その他の権利行使に応じてはならない。

平成30年8月16日

東京地方裁判所民事第21部

裁判官 立野みすず

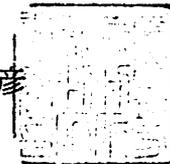
これは正本である。

平成30年8月16日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 乾

俊彦



(民事執行法155条1項)

金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

仮想通貨返還請求権目録（1）

（第三債務者コインチェック株式会社分）

①Bitcoin（ビットコイン）の返還請求権	323万0446円
②Ethereum（イーサリアム）の返還請求権	323万0446円
③Ripple（リップル）の返還請求権	161万5223円

1 差押えの目的及び限度

債務者と第三債務者コインチェック株式会社との間の仮想通貨（資金決済に関する法律第2条第5項、以下同じ。）の売買、交換、譲渡、両替、送付、貸借、管理、寄託等に関する契約に基づいて、債務者が上記第三債務者の顧客として同第三債務者に預託している上記各仮想通貨の返還請求権のうち、2の順序に従い、各頭書金額に満つるまで。

ただし、同仮想通貨の返還請求権を本差押命令が同第三債務者に送達された時点における同第三債務者の仮想通貨相場により日本円に換算（手数料等を控除後の金額）するものとする。

2 差押えの順序

ア 差押え・仮差押えのないウォレット（取引口座）と、差押え・仮差押えのあるウォレット（取引口座）があるときは、次の順序による。

（1）先行する差押え・仮差押えのないウォレット（取引口座）のもの

（2）先行する差押え・仮差押えのあるウォレット（取引口座）のもの

イ 複数の取引口座があるときは、取引口座に付された番号等の若い順序（アルファベットは数字に後れるものとし、アルファベットはAを最も若いものとする。）による。

仮想通貨返還請求権目録（２）

（第三債務者テックビューロ株式会社分）

①Bitcoin（ビットコイン）の返還請求権	230万7463円
②Ethereum（イーサリアム）の返還請求権	230万7462円
③Bitcoin Cash（ビットコインキャッシュ）の返還請求権	115万3730円
④XEM（ネム）の返還請求権	115万3730円
⑤MONA（モナコイン）の返還請求権	115万3730円

1 差押えの目的及び限度

債務者と第三債務者テックビューロ株式会社との間の仮想通貨（資金決済に関する法律第2条第5項、以下同じ。）の売買、交換、譲渡、両替、送付、貸借、管理、寄託等に関する契約に基づいて、債務者が上記第三債務者の顧客として同第三債務者に預託している上記各仮想通貨の返還請求権のうち、2の順序に従い、各頭書金額に満つるまで。

ただし、同仮想通貨の返還請求権を本差押命令が同第三債務者に送達された時点における同第三債務者の仮想通貨相場により日本円に換算（手数料等を控除後の金額）するものとする。

2 差押えの順序

ア 差押え・仮差押えのないウォレット（取引口座）と、差押え・仮差押えのあるウォレット（取引口座）があるときは、次の順序による。

（1）先行する差押え・仮差押えのないウォレット（取引口座）のもの

（2）先行する差押え・仮差押えのあるウォレット（取引口座）のもの

イ 複数の取引口座があるときは、取引口座に付された番号等の若い順序（アルファベットは数字に後れるものとし、アルファベットはAを最も若いものとする。）による。